

(五) 總括

本邦現時船員養成の方法は海技免狀受有者に付ては (一) 官立商船學校卒業者にして無試験にて免狀を
 受有するもの (二) 海軍艦船に乘組みたる者にして無試験にて免狀を受有する者 (三) 官公私立商船學校
 乃至養成所にて修業し船船職員試験に及第して免狀を受有するもの (四) 各自獨學自習に依り船船職員試
 験に應じ及第して免狀を受有するもの、四種あり。又下級船員に付ては日本海員協會ある事以上述ぶる
 所の如し而して大正五年末海技免狀受有者總數甲板部二四、四三二人、機関部九、八九五人中、乙種以下免狀
 及び二等機関士以下の免狀受有者を除外するときは僅かに七千八百十四人となり(其出身別は第三頁参照)
 其中四千九百八十二人は正式に商船學校を卒業したる者なり。尙從來に於ては一般的船船職員試験の程度
 低く規定も亦寛大なりしを以て今日に於て前記學校卒業者以外の免狀受有者の素質の不十分を論議する者
 ありしと雖も大體に於て他外國に比し決して成績不良と謂ふべからず。然れども之を一般社會の智識の向
 上特に海運の發展世界的となりたるに鑑み船員の素質十分なりと爲すを得ず。宜しく識者の攻究に待つて
 學識人格の向上進歩を期せざるべからず。之を要するに高級海技免狀受有者の養成方法に付ては今日の所
 先づ、整へるものと謂ふを得べし唯下級海技免狀受有者特に下級船員の養成に關しては著しく不完全た
 るを免れず。従て下級船員の素質、紀律に關し大に憂慮すべき結果を生じつゝあり。之に關しては別に稿
 を更めて論ずる所あるべし。

終りに大正四年度中の船船職員試験の成績表を掲載すべし。

船船職員試験成績表 (大正四年)

種別	受験者	合格者
甲種一等運轉士	九四二	七四
甲種二等運轉士	四〇九	六三
乙種一等運轉士	一、三〇三	二二
乙種二等運轉士	三八五	六八
乙種三等運轉士	八五三	一五
乙種特等運轉士	五三四	二

種別	計	丙種	乙種	甲種
一等運轉士	一、〇六七	七四	六八	三六
二等運轉士	六六八	一、三三三	一五五	二四四
三等運轉士	七二〇	二四四	二八五	一八五
特等運轉士	五九〇	二八五	一八五	一八五
總計	八、六二五	二、一八五	二、一八五	二、一八五

第三 船員の増減

本項は本邦船員の増減の状況に付研究するを以て目的とす。

(一) 最近十箇年高級船員増加率

年次	船員種別				計
	甲種一等	甲種二等	乙種一等	乙種二等	
明治三十九年	六、六二五	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一〇、六二五
同 四十年	六、六二五	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一〇、六二五
同 四十一年	六、六二五	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一〇、六二五